

諸外国の民事法律扶助制度の概要

	イングランド・ウェールズ	アメリカ合衆国	フランス	ドイツ	韓国
運営主体	法律サービス委員会	法律サービス法人(非営利法人)	大審裁判所の裁判扶助局 法へのアクセス県評議会	裁判所	大韓法律救助公団(特殊法人)
運営方法	法律サービス委員会が各地域の法的需要に応じて効率的に予算を配分	法律サービス法人が連邦から資金を受け、これを地域プログラムに交付 貧困者への法律サービス提供を中心	裁判扶助は裁判所扶助局が審査 法へのアクセス県評議会はアクセス扶助を担当	弁護士報酬は法定され、訴訟費用とされており、裁判所が個々の裁判手続の中で費用援助の判断をする その他に、助言援助制度がある	公団が、国からの監督の下で、国からの補助金をもとに法律扶助業務を行う
対象事件	地域社会法律サービス(民事関係)と刑事弁護サービス(刑事関係)。ただし、過失を理由とする人身傷害事件(医療過誤事件を除く)などは対象外(条件付き成功報酬制度で対処)	刑事事件を除く事件。全面成功報酬制、弁護士報酬の片面的敗訴者負担制度が適用される事件は対象外	裁判扶助(裁判手続の当事者に対する弁護士の援助等)とアクセス扶助(法律相談、非裁判手続の補助等)からなり、民事・刑事を問わず全ての事件を対象 民事事件では、裁判所における民事、行政、非訟、強制執行事件等 法律相談等	訴訟費用援助(訴訟手続の当事者に対する弁護士の援助)と助言援助(助言、示談交渉等)からなる。 訴訟費用援助はすべての民事事件を対象。 助言援助は刑事事件をも対象とする。	法律相談については制限がない。 法廷訴訟代理では民事、家事、刑事事件。民事事件のうち国又は地方公共団体を相手方とするものと行政事件は対象外
対象者	国民(資力要件があり、全世帯の下から50%程度の所得者層を対象) イギリス法の適用に関する問題の場合は外国人も利用可能	国民(資力要件があり、全世帯の下から20%程度の所得者層を対象) 外国人は、永住権を取得している等の要件を満たした者のみに限定	国民、EU加盟国の国民 恒常的かつ適法にフランスに居住する者 資力要件があり、全世帯の下から50%程度の所得者層を対象	国民、外国人 資力要件があり、全世帯の下から40%程度の所得者層を対象 法人も一定の場合は扶助を受けることができる	国民(資力要件があるが、農漁民等に対しては資力要件はない) 全世帯の下から50%程度の所得者層を対象

諸外国の民事法律扶助制度の概要

	イングランド・ウェールズ	アメリカ合衆国	フランス	ドイツ	韓国
利用者負担	資産、収入により拠出金の支払を求められる場合がある(負担なしは全世帯の下から20%程度)	資産、収入による資力要件を満たしたものは無償でサービスを受けることができる	裁判扶助については、資力により全部扶助か一部扶助かに別れる	収入、資産により、負担金の支払いが必要となる場合がある 助言援助は原則無償	償還が原則(勝訴金額が一定額以下の場合、敗訴した場合等に償還が免除される)
事件数	民事代理 約27万5,500件 法的援助 約86万2,000件 (2000年)	裁判手続の扶助 約14万件 法的助言、示談交渉等の扶助 約90万件 (1999年)	裁判手続の扶助(民事・行政)が約41万件 (2000年)	裁判手続の扶助が約47万件 法的助言、示談交渉等の援助が約38万件 (1998年)	裁判手続の扶助が約4万3,600件 和解手続が約9,100件 法的助言が約108万件 (1996年)
担当者	フランチャイズ契約を締結した弁護士、非営利法人等	地域プログラムが設置する事務所に雇用されるスタッフ弁護士	一般の開業弁護士	一般の開業弁護士	公団に雇用されるスタッフ弁護士、公益法務官
国庫支出(当該年度の支出官・出納官レートで換算)	事業規模 約11億8,890万ポンド(約2,057億円) 国庫支出 約7億9,190万ポンド(約1,370億円) (2000年) (1ポンド=173円)	事業規模 約6億531万ドル(約726億円) 国庫支出 約4億4,385万ドル(約533億円) (1999年) (1ドル=120円)	裁判手続扶助(刑事を含む)に対する国の交付金 約12億3,349万フラン(約210億円)(2000年) (1フラン=17円)	訴訟費用援助法による扶助 約6億5,868万マルク(約481億円)(1999年) (1マルク=73円) 助言援助法による扶助(刑事を含む) 約2,746万マルク(約18億円)(1995年) (1マルク=64円)	公団の予算額 約203億3,000万ウォン(約19億3,000万円)(2002年) (1ウォン=0.095円)
アクセス・ポイント	各地域の法律サービス提供主体を連携させてネットワーク化	民間の弁護士事務所の中に、定型的事件を安価に受任する事務所がある	法へのアクセス県評議会が法律相談、非裁判手続過程における補佐(調停手続における補佐等)を援助	弁護士でなくても、組合(組合員に対するもののみ)、行政庁等による法律相談がある	公益法務官を派遣することによって弁護士過疎問題に対応